

亀山市建設工事等の競争入札における最低制限価格制度運用要領

令和6年3月18日

(趣旨)

第1条 この要領は、亀山市が条件付一般競争入札（事後審査型）又は指名競争入札により工事の請負等の契約を締結しようとする場合において、工事の適正な履行及び競争性の向上を図るため、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第8条の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設ける対象は、予定価格が130万円以上の建設工事又は製造及び予定価格が50万円以上の建設コンサルタント業務（建設工事に係る測量、調査及び設計業務をいう。）とする。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、別表に定める算定方法により算出した額（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税」という。）を減じた額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じて得た額（消費税を減じた額に1万円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

2 別表に定める算定方法により難しいときは、予定価格に10分の7を乗じて得た額（消費税を減じた額に1万円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を最低制限価格とする。

(補足)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に亀山市契約規則第4条の規定により公告した一般競争入札及び同規則第5条第2項の規定により通知した指名競争入札に係る工事について適用する。

別表（第3条関係）

【建設工事又は製造】最低制限価格＝P

① 一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75) \times 1.10$$

② 建築工事等

(1) 一般

$$P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$$

(2) 解体工事

$$P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$$

※建築工事に付随する設備工事は、上記（1）一般に準ずる。

③ 鋼橋製作・架設工

$$P = \{ \text{直接工事費} \times 1.00 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 1.00 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$$

④ 機械設備製作・据付工（上下水機械設備工事を除く。）

$$P = \{ (\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 1.00 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 1.00 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$$

⑤ 電気・通信設備工事（上下水電気・通信設備工事を除く。）

$$P = \{ \text{機器単体費} \times 0.955 + \text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$$

※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、「機器単体費」とあるのは「機器費」と、「機器間接費」とあるのは「技術者間接費」と読み替えるものとする。

⑥ 上下水機械設備工事及び上下水電気・通信設備工事

$$P = \{ \text{機器費} \times 0.955 + \text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費及び仮設費とする。

注1) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積上げ分の合計額とする。

注2) 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

注3) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の1円未満を切り捨てるものとする。

注4) 最低制限価格の算定については、「スクラップ評価額」は「算定式の直接工事費」に含むものとする。

「算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費計」＋「スクラップ評価額」

【建設コンサルタント業務】最低制限価格＝P

① 測量業務（権利調査を含む。）

$$P = (\text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 0.6) \times 1.10$$

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

② 設計業務・用地調査等業務

(1) 積算に技術経費の項目を計上しない場合

$$P = (\text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.5) \times 1.10$$

(2) 積算に技術経費の項目を計上する場合

$$P = (\text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 0.6 + \text{技術経費}) \times 1.10$$

※諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

③ 地質調査業務

$$P = (\text{純調査費} + \text{諸経費} \times 0.5 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8) \times 1.10$$

※純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

注) 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系ごとに「P/1.10」値から1万円未満の端数処理を行った最低制限価格を合算した金額を最低制限価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①から③までの業務が合算された業務のことであり、②の中で併記された設計

業務・用地調査等業務は、同一諸経費体系とみなす。また、予定価格の10分の7以上の範囲で行う端数処理は、最低制限価格を合算した後に行うこととする。